

## 清須市さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱

### 清須市さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この告示は、飼い主のいない猫の繁殖を防止し、市民の快適な生活環境を確保するため、公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者又は占有の意思を持つ特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 飼い主のいない猫のうち、その地域において、餌やり、トイレの設置及び清掃等が実施され、適正に管理されている猫を地域住民の理解と協力の下、適正に管理していく活動をいう。
- (3) 地域猫活動団体 別世帯に属する2人以上で構成され、地域猫活動を市内で行う団体をいう。

#### (交付対象者)

第3条 チケットの交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する地域猫活動団体とする。

- (1) 地域猫活動の目的を理解していること。
- (2) 地域猫活動を行う地域の範囲が明確であること。
- (3) 地域猫活動を行う地域における所有者のいない猫の生息状況等について把握していること。
- (4) 地域猫活動を行うことについて、地域住民の理解が得られていること。

#### (チケットの申請)

第4条 チケットの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書（第1号様式）に地域猫活動団

体構成員名簿（第2号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、チケットの交付を決定し、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定通知書（第3号様式）により、不适当であると認めるときは、チケットの不交付を決定し、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）不交付決定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（チケットの交付）

第6条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）にチケットを交付するものとする。

（チケットの利用報告）

第7条 交付決定者は、不妊手術終了後、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 不妊手術を受けた猫の写真
- (2) 地域猫活動の様子が分かる写真
- (3) 地域猫活動を行う場所の地図

2 交付決定者は、前項の規定による報告の際に利用しなかったチケットを返還しなければならない。

（免責）

第8条 市長は、飼い主のいない猫に関連して生じた事故等について一切の責任を負わない。

（雑則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。